

【問1】：質問が正しければ番号の後に○，誤りなら×を記入し，内容等の感想を記載

- 1 **【×】** 人間が作り出した知的創造物は、すべて何かの法律で保護される。
- 2 **【○】** 新しい製品を作って特許出願をしたが、意匠権も取るために特許出願から3か月後意匠登録出願をした場合、特許権に加えて意匠権も取ることができる場合がある。
- 3 **【○】** 著作権は出願や登録をしなくても完成した時点で権利が自動的に発生する。
- 4 **【○】** 特許権を取ることができる発明であれば、実用新案で権利を取ることにも可能であるが、両方を取ることにはできない。
- 5 **【○】** 図形商標を商標登録できて権利が取れた場合には、その図形は著作権でも保護されることがある。
- 6 **【○】** 美術的作品であっても、量産されるものであるときは、意匠法によってのみ保護され、例外的に、著作権法による保護を受けることができる場合がある。
- 7 **【○】** 新しいデザインの椅子を創作した場合、特許出願と同時に意匠出願をすれば、両方の権利が取れることがある。
- 8 **【×】** 特許よりも実用新案の方が出願書類を作るのは簡単である。
- 9 **【×】** 特許権の存続期間は、他の産業財産権に比べ一番権利期間が長い。
- 10 **【○】** 不正競争防止法を管轄する官庁は、経済産業省である。
- 11 **【×】** 著作権は、個人で取ることにはできない。
- 12 **【×】** 食品偽装があった場合は、個人で偽装した会社を不正競争防止法違反で訴えることができる。
- 13 **【×】** 著作権も特許権と同様、我が国の産業の発展に寄与することを目的に制度が設けられた。
- 14 **【○】** 立体商標の権利が取れる場合には、その立体のものは意匠権でも権利が取れる場合がある。
- 15 **【○】** 植物の新品種を発明した場合、特許庁へ特許出願をすることができる。
- 16 **【×】** イチゴの育成に力を注ぎ、掛合わせにより新種のイチゴを栽培できるようにした場合、種苗法により育成者権が発生するためには、特許庁の審査を経なければならない。

感想：コメント：Q8 同じ技術であれば権利主張も同じようにできることから実用だからといって書類作成に手を抜くことはできない。Q12 不正競争防止法は事業者間の公正な取引を目的としており、事業者でない個人は訴えることができない。Q15 発明の対象には、植物も自然法則の利用したものであるから含まれる。